


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学	
件名	東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年第1回東大和市議会定例会において、「東大和市立図書館条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、本運営規則に、地区図書館に指定管理者制度を導入するために必要となる、事業者の募集や選定に係る事項について新たに規定するとともに、同条例へ移行して規定した事項について削除するなど、本運営規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入するために必要な事業者の募集や選定に係る事項について追加する。 本運営規則から同条例に移行して規定した事項を削除する。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 東大和市立図書館条例の一部改正との整合が図れる。 指定管理者制度を導入することにより、地区図書館の開館日及び開館時間等が拡充されサービスの向上を図ることができる。 				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月26日 令和3年第3回教育委員会定例会において「東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則」について、議決済み。 文書課において審査済み 				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。